

道路メンテナンス事業補助制度

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの
 ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
 ※新技術等の活用を検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

- ・新技術等を活用する事業※¹
- ・長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※²及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

※¹ コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
 ※² 「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5.5 / 10 × δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
 ・計画全体の方針
 ・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
 ・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【橋梁】

〇〇市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
 ・計画全体の方針
 ・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
 ・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【トンネル】

〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
 ・計画全体の方針
 ・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
 ・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【道路附属物等】

道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

- **背景・概要** 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援① 「新技術等の活用促進」

優先支援対象

コスト削減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

従来 近接・野帳の記入が**必要**

ボートによる近接目視



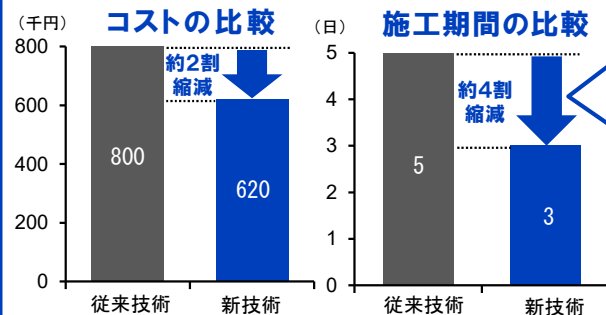
新技術 近接・野帳の記入が**不要**

点検ロボットカメラによる写真撮影



※「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術等の活用

効果の試算



溝橋10橋での試算

・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係る**コストや施工期間の削減、安全性の向上が図られる**

優先支援② 「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を記載した自治体の事業

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の構造物ごとの事項(諸元、点検結果等)

【集約化・撤去】

(例)

以下の取組を実施することで、令和7年度までに〇〇千円のコスト削減を目指す
・令和5年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない〇橋の集約化・撤去を目指す

【新技術等の活用】

(例)

令和7年度までに、管理する橋梁の内〇〇橋で新技術を活用し、従来技術を活用した場合と比較して〇千円のコスト削減を目指す。

【記載事例】

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

集約化・撤去

令和2年度点検の結果、**迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなった1橋について**、今後、周辺状況や利用調査を基に、**令和7年度までの集約化・撤去を目指す**ことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる**費用を約6割程度削減することを目指します。**

新技術等の活用

2025年(令和7年)までの5年間に、定期点検を実施する**橋梁3橋については**、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の削減や事業の効率化等の効果が見込まれる**新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円のコスト削減を目指します。**

道路事業に係る主な地方債のメニュー

国費率・・・

起債充当率・・・

(地方負担分に対する割合)

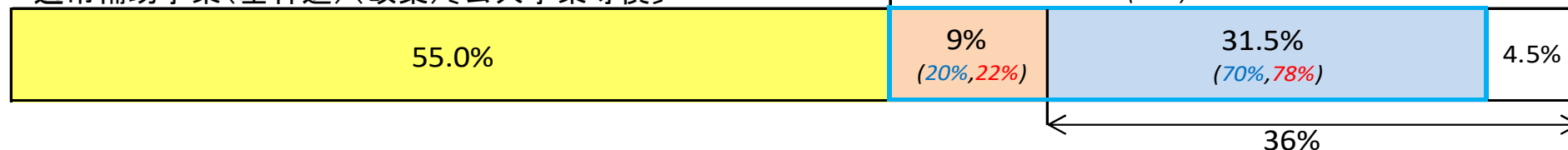
交付税措置率・・・

(地方分担に対する割合,
起債に対する割合)

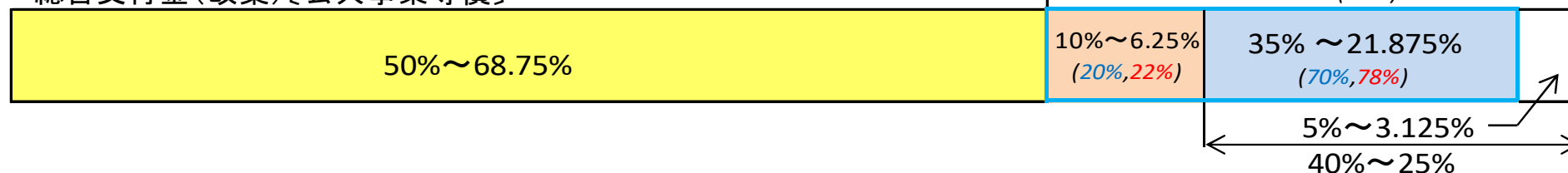
一般財源・・・

補助事業

・通常補助事業(基幹道)(改築)[公共事業等債]

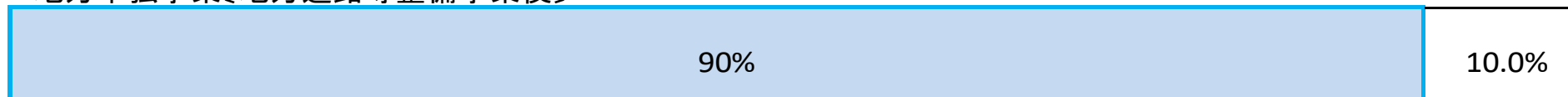


・総合交付金(改築)[公共事業等債]

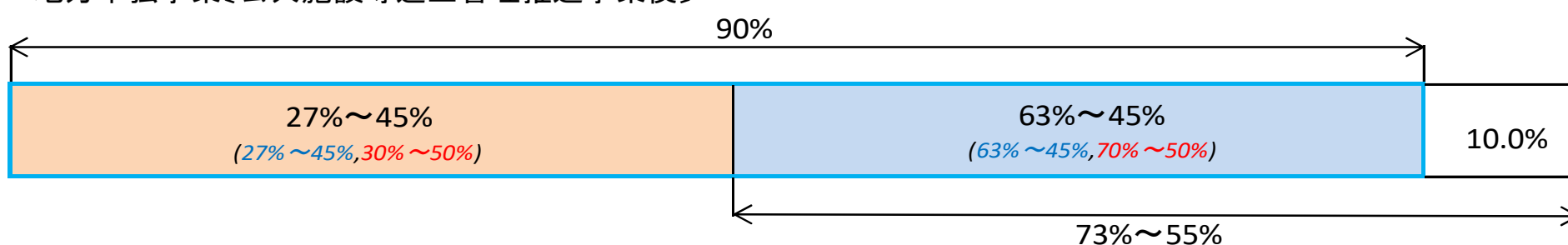


単独事業

・地方単独事業[地方道路等整備事業債]



・地方単独事業[公共施設等適正管理推進事業債]



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

制度概要

地方公共団体において、道路の適正な管理を推進するために実施される地方単独事業について、地方財政措置を講じるもの ※期間は2017年度から2021年度までの5年間であったが、**2022年度以降も2026年度まで5年間延長**

対象となる道路事業

インフラ長寿命化計画等を踏まえて、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される以下の事業

①舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）※簡易アスファルト舗装（全層）を含む

②小規模構造物の補修・更新

（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）

③法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）



<舗装のオーバーレイ>



<防護柵の取替>

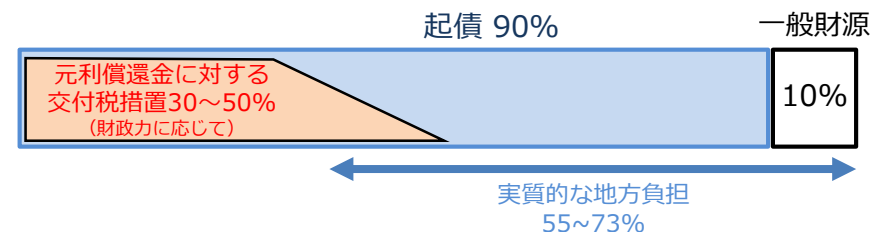


<落石防止柵の取替>

地方財政措置

充当率90%

元利償還金に対する交付税措置率30~50%
（財政力に応じて）



※事業費は、一体的に実施する補助事業等と概ね同程度まで

地方管理道路の老朽化対策(舗装修繕)

＜修繕事業の財政措置＞

公共施設等適正管理
推進事業債

防災・安全
交付金※

※ 予防保全を促す観点から、
表層より下の層(基層や路盤など)
を含む修繕を行う場合に、
防災・安全交付金により支援

＜舗装の構成図＞

